

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008横第45号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年10月8日（水） 10時20分ごろ	
発生場所	神奈川県亀城礁灯標から真方位334° 1.6海里付近 （概位 北緯35° 13.4′ 東経139° 34.2′）	
事故等調査の経過	平成20年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 <sup>もりした</sup> 森下丸、12トン 235-30124 神奈川、個人所有 B モーターボート <sup>アルタイル</sup> Altair II、1.5トン 235-47148 神奈川、株式会社リビエラリゾート	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 腰部打撲 1人（船長）、頭部打撲 1人（同乗者）、左下腿打撲 1人（同乗者）、左下腿及び左肩打撲 1人（同乗者）	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首舷縁部に擦過傷、船首部のハンドレールが曲損、日よけが破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、釣り客8人を乗せ、亀城礁北方沖の釣り場において、約6.5ノットの対地速力で移動しているとき、停留船を右に見て回り込み、針路が90°以上右転して北北西方に向いたとき、正船首方およそ100mのところにB船が存在したが、船長Aが近くに他船はいないだろうと思い、目的のポイントに近付いたことから視線を下げて魚群探知機を見ながら直進した。また、B船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、10時00分ごろ、同釣り場に至り、機関を停止して漂泊を始め、南南東方に向首した態勢で釣りを行っているとき、船長Bが、衝突のおよそ30秒前、B船に向かって接近するA船を視認したが、いずれ避けるだろうと思い、A船と竿先を交互に見ながら漂泊を続け、平成20年10月8日10時20分ごろ、A船の右舷船首とB船の右舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、大角度に右転した後、進行方向の適切な見張りを行わなかったため、漂泊中のB船に気付かなかった可能性があると考えられる。

		B船は、A船がB船に向首接近するのを視認したが、いずれ、A船がB船に気付いてB船を避けるだろうと考えて漂泊を続けた可能性があると考えられる。
原因		本事故は、亀城礁北方沖において、A船が釣り場を移動中、B船が釣りをし、A船がB船に気付かずに航行し、また、B船が接近するA船を視認したものの漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。